



## 第8回石岡市民の日表彰式



▶市では、旧石岡市と旧八郷町が合併した10月1日を「石岡市民の日」と定めています。10月1日回、ふれあいの里石岡ひまわりの館で「石岡市民の日表彰式」を開催し、第1部では、市の発展に寄与された個人・団体あわせて65名への表彰を行いました。第2部では、石岡市出身の落語家・立川志のぼん氏による凱旋落語会を開催し、巧みな話術で会場を笑いの渦に巻き込みました。



### ◆表彰状受賞者◆ (敬称略・順不同)

#### 【一般表彰】

JA やさと有機栽培部会・中嶋聡・潮田昌造・武石玲那・富田千晴・澤畑社・村野聖音・稲田宗一郎・鈴木小春・寺島凜空・井野美優・鎌田未思・田中沙貴・生天目鈴奈・伊藤友果・清水満・田添政行・羽田笑子

#### 【寄附者表彰】

株式会社博進紙器製作所 代表取締役社長 丸井康敬・  
日本ナショナル製罐株式会社 代表取締役社長 島田浩行・藤枝洋子

### ◆感謝状受賞者◆ (敬称略・順不同)

#### 【社会福祉・保健衛生功労】

友部和明・福田真之

#### 【教育文化功労】

千葉初子・平澤正則・松金美土里・恒廣登志子・大枝正男・中島武・三輪康史

#### 【市政功労】

飯村勲・小吹武司・小松崎吉雄・萩谷好信・廣瀬道雄・関清・櫻井茂  
鈴木京子・堀越明・稲田成実・鈴木哲夫・高野内明・久保田吉文・武居公江・原田文普

#### 【寄附】

株式会社いっしん 代表取締役社長 川島正行・株式会社筑波銀行 取締役頭取 生田雅彦・  
農林中央金庫関東業務部・ガイドードリンコ株式会社首都圏第二営業部長 吉田勝則・有限会社  
石井建材 取締役 石井利恵子・八郷ライオンズクラブ 会長 真家隆史・株式会社ティーアップ  
代表取締役 潮田多計士

#### 【特別功労】

株式会社モトヤエデュケイツ ドローンビジネスラボラトリー・石橋由夫・小室篤志・菊地龍治・  
小松崎光一・田山正明・中野正雄・松崎正・宮城豊・皆藤律子・金井啓子・木村直文

☎秘書広聴課 TEL 23-7274

# カイ・モモアと学ぼう 税金の申告について

岡本税務課 TEL 23-5584



**確定申告と住民税申告**って、どこが違うの？



**確定申告**は、国の税金である所得税を納めたり、還付を受けたりするための申告で、**住民税申告**は、市や県の税金を決めるための申告だよ。



**去年は収入がなかったけど、申告はしなくてもいいの？**



収入がない場合でも、石岡市在住の人から税法上の扶養にとられていない人や、税証明書が必要な人、国民健康保険や児童手当などの申請をする人は申告が必要だよ。



**医療費が10万円かかったから申告をしたけど、10万円は戻ってこないの？**



**医療費控除**の申告は、医療費自体が戻るわけではないよ。所得税や住民税を納めている場合に、**その一部が安くなる**ことがあるんだよ。



収入は年金のみだから申告をしていないけど、**扶養控除**が反映されていない時があるのはどうして？



年金収入のみの人で、家族を扶養として追加したい場合は「**扶養親族等申告書**」を自分が加入している年金の年金機構に提出する必要があるよ。詳しい内容は、該当の年金機構まで問い合わせてね。



**扶養の範囲内**でいるためには、いくらまで働いていいの？



市・県民税の場合は、合計所得金額が**48万円未満（給与収入のみの場合103万円未満）**であれば扶養に入ることができるよ。ただし、社会保険の扶養とは金額が異なるので注意してね。



税金の申告について詳しくは市ホームページをご確認ください▶



## 医療費控除の明細書 書き方相談会を開催します

▶確定申告のための医療費控除の明細書書き方相談会を開催します。同時に、税務署職員によるスマホで申告相談会を開催します。スマートフォンで医療費控除の申告をしてみたい人は、ぜひご参加ください。

**持ち物**：医療費控除の明細書(※)、医療費通知、医療費の領収書、源泉徴収票、筆記用具、電卓

※持っていない人には会場でお渡しします。

**日時**：石岡地区：1月16日(日)

八郷地区：1月19日(金)

**午前部**：9時30分～11時30分

**午後部**：1時30分～4時30分 ※スマホ申告は午後部のみ

**受付開始時間**（当日窓口にて先着順で受付）

**午前部**：9時20分～ **午後部**：1時20分～

**場所**：石岡地区：本庁1階メロディアスホール

八郷地区：支所1階101～102会議室

**定員**：50人/日 **相談時間**：20分/人

岡本税務課 TEL 23-5584

※**確定申告の相談は受け付けません**



### 医療費控除とは…

申告者または申告者と生計を共にする配偶者やその他の親族のために、その年中に支払った医療費から算出した金額を、所得から控除できる制度です。詳しくは市ホームページをご確認ください▶

